

徳島県森林整備委託業務特記仕様書

(共通仕様書の適用)

- 1 本業務は施工にあたっては、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書（平成28年10月）」（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。
- 2 共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針，便覧等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合は，この限りでない。
- 3 共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項等は，本特記仕様書によるものとする。

(共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項)

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は，選任通知書に次のものを添付しなければならない。

③ 県が行う施工管理研修の受講修了証

6. 「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の適用

- 2 徳島県が発注者である森林整備業務のうち，1件の委託代金額が1,500万円以上のものに係る主任技術者は，業務現場ごとに「専任」の者でなければならない。
- 3 主任技術者が専任しなければならない森林整備業務のうち，密接な関係ある2以上の業務を，同一の受注者が，同一の場所又は近接した場所において実施するときは，同一の主任技術者がこれらの業務の技術を管理することができるものとする。
- 4 専任しなければならない主任技術者は，常時，継続的にその森林整備業務の現場において，その職務に従事するものとし，他の業務の主任技術者を兼ねることができない。但し，専任を要しない森林整備業務については職務を適性に遂行できる範囲において，他の森林整備業務の主任技術者を兼ねることができるものとする。

第5編 治山編

第5章 森林整備

第4節 保育

5-5-4-3 本数調整伐，受光伐，除伐

- (7) 伐採木の株の高さは，原則として地上30cm程度とし，これにより難い場合は，監督員の指示によるものとする。

第6節 使用材料

5-5-6-1 使用材料

林業機械用チェーンオイルは，植物油生分解性オイルを使用しなければならない。

第7節 その他特記事項

(熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行)

本業務は、日最高気温が30度以上（新型コロナウイルス対策を行った場合は28度以上）の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行業務であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（森林土木版）」を適用する。